

項	目 標	県	支 部	活 動
II 組織の強化・拡大	1. 会員の意見を政策提言に活用する	○	○	1) 「現場の声を聞かせてください」を集める 2) 機関誌・機関紙に会員の声を掲載する
	2. 会員及び無関心看護職に対する広報活動を推進する	○	○	1) 機関誌 N∞・連盟だより・機関紙 Weekly N∞を発行し、情報を提供する 2) ホームページの更新 3) 連盟に対する会員の理解を深める 4) 政治・選挙に関する会員の理解を深め、行動する委員を作る 5) 看護職議員の活動を周知する
III 組織の適正な運営管理	1. 研修会活動を積極的に推進する	○	○	1) 支部が中心となり研修会を積極的に開催する 2) 支部で行えない研修を県で開催する 3) 教師が看護政策を基礎教育で教育できるように推進する 4) 看護管理者が議会へ看護の代表者を送ることの意義を理解し、組織活動を進展できるようになるための研修会を開催する 5) 若手会員選挙参加促進のための研修会を開催する 6) 支部役員の連盟に関する理解を深める 7) 会員基礎研修の実施(21年度は会員の100%が受講) 8) 選挙活動の推進を図るため、研修会を開催する
	1. 施設・支部・県・本部・協会の一連した組織活動を推進する	○	○	1) 県・支部相互の意見交換を行う • 総 会 年 1 回 • 支部長会 年 4 回以上 • 役 員 会 年 4 回以上 • 推薦委員会 年 2 回以上 • 広報委員会 年 4 回以上 • 連盟・協会合同会議 年 1 回 • 連盟・協会合同研修会 年 1 回 2) 日本看護連盟との意見交換を行う • 本部総会 年 1 回 • 都道府県会長会 年 4 回 • ブロック別会長会 年 1 回 • 都道府県別会議 年 1 回 • 全国協会長・連盟会長会議 年 1 回
IV 会員の福祉	2. 事務局の運営を適正に行う	○		1) 会員を適正に管理する 2) 財政を適正に管理する 3) 職員を適正に管理する
	1. 慶弔への対応	○		1) 規約に基き対応する
	1. 諸問題への対応	○		1) 専門家と相談の上、速やかに問題解決する